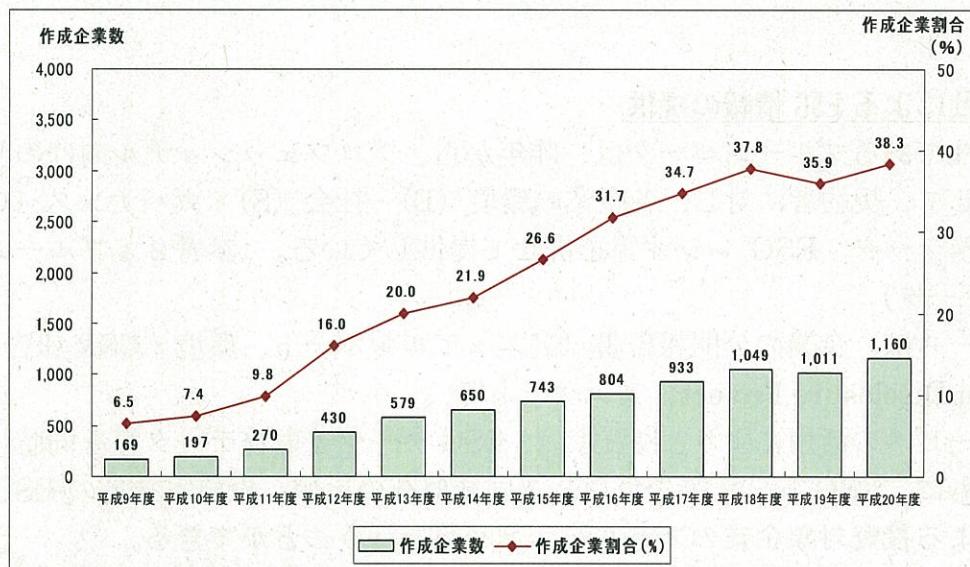


3. 環境報告書による環境情報の開示

(1)環境報告書による投資家への環境情報開示の意義

○有価証券報告書においては、投資家保護のため不可欠な情報を経営者が自ら取捨選択し開示するが、環境報告書（CSR報告書）においては、環境情報に多くのページを割くことができるため、環境負荷指標とその推移、算定方法、環境対策や環境保全のための取組の方針と実情等について幅広く、より詳しく開示することができる。

※環境報告書を作成公表する企業数・割合（環境省：環境にやさしい企業行動調査）



(2)投資家による活用を促進する上での課題

○比較可能性の向上…開示される環境負荷指標の項目、開示範囲（財務情報の開示範囲との関係等）、算定方法等が統一されておらず、特に他者との比較が容易でない。

○信頼性の向上…環境報告書の信頼性向上措置としては、第三者審査、第三者意見、自己評価等がある。このうち、情報の正確性・網羅性に関してより信頼性が高いのは第三者審査であるが、サステナビリティ情報審査協会加盟の審査機関による審査を受ける環境報告書・CSR報告書は年間30社程度。

(3)対応策の例

①環境報告書の作成公表義務の範囲の拡大

※環境配慮促進法（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律）により、一定の公的法人（独立行政法人・国立大学法人等）については環境報告書の作成公表が義務となっている。

※平成21年3月の「環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書」（中環審総合政策部会環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会）においては、企業に対する環境報告書の作成・公表の義務付けに関し、環境報告書の作成公表

が増加していることを踏まえ、「今回の評価に当たっては、企業による環境報告書の自主的な作成・公表の取組の促進に期待することが適當である」とされている。

②環境報告書における主要な指標等の記載の標準化

- ・環境省の「環境報告ガイドライン」2007年版において「主要な指標等の一覧」が掲載されているが、今後、環境報告ガイドライン見直しの際に、この一覧表テンプレートを更に見直した上で、環境報告書・CSR報告書にこうした一覧表がわかりやすく掲載されるよう、普及を促進する。(参考1：環境報告ガイドライン(抜粋))

4. 投資情報会社によるESG情報の提供

- 投資情報会社であるブルームバーグは、昨年から、プロフェッショナル向けのサービスの一環として、契約者に対し、各企業の環境(E)・社会(S)・ガバナンス(G)データと、財務データ、ESGレシオ等を併せて提供している。(参考2：ブルームバーグのESGデータ)
※データソースは、企業の公開報告書(アニュアルレポート、環境・CSR報告書等)やCarbon Disclosure Project、アンケート等
- こうしたサービスの活用により、投資家は、ESGデータと財務データ等を同時に入手できるとともに、ESGレシオ等を活用した同業他社の比較、投資家独自のESGクラティアによる投資対象企業のスクリーニング等を行うことができる。
- また、トムソン・ロイターも今秋にこうしたサービスを開始する予定。

5. 環境株価インデックスの提供

- 投資家が環境配慮投資を行いにくい大きな理由の一つとして、いかなる企業が環境に配慮しているのか、有望な環境技術を持つのかが個々の投資家には容易に分からぬ点がある。こうした観点から企業を選別して構築された環境株価インデックスがあれば、個人投資家を含め、環境配慮投資がより容易・安価なものとなることが期待される。
- 環境技術に着目した日本企業に係る環境株価指数としては、QUICK環境株指数、FTSE環境オポチュニティ日本株指数等があるが、さらに、通常の事業活動における環境配慮に優れた環境株価インデックスの開発を含め、環境株価インデックスの提供促進が必要ではないか。(参考3：QUICK環境株価指数 参考4：FTSE EO指数シリーズ)
- さらに、こうした環境株価インデックスを活用したETF(上場投資信託)が提供されることにより、環境配慮投資がより安価・容易なものになるのではないか。